

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年11月5日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年11月18日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
障がい福祉課	【障がい者計画と実態との乖離】 第5次山形県障がい者計画において、「今後の取組方向」として記載された「現状」と「課題」への対応策について、実際には取組がなされていない項目がある。 ＜具体的な取組がなされていない項目例＞ ・地域生活への移行に向けて、山形県障がい福祉計画では指定障害福祉サービスの必要な量について数値目標を設定しているが、自立訓練、生活介護及び就労移行支援においては、見込んでいる必要な量に達していない。 ・障がい者やその家族が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、支援体制の整備を行う必要がある。 ・高齢期の障がい者に対して、個々の実態に合わせた支援が適切に行えるよう体制を整える必要がある。	指摘のあった「今後の取組方向」の項目については、いずれも令和6年3月に策定した「第6次山形県障がい者計画」において引き続き記載しており、毎年、取組結果を検証し、施策推進協議会において報告している。
障がい福祉課 (鳥海学園)	【使用しなくなった備品に係る不用の決定について】 グラウンドに組立プールが長年放置されており、使用が見込まれない	組み立てプールについては、経年劣化により使用に絶えない状況である。また、修繕も不可能であるため、令和7年9月30日に不用決定処分を行った。

	のであれば「会計事務の手引」に則 って不用の決定を行う必要がある。	
--	--------------------------------------	--